

農地を農地以外に利用するときは、許可(届出)が必要です！

農地は、大切な食料の供給基盤です。一度、農地以外に転用されると元に戻すことは極めて難しいことから、無秩序な転用を防止し、農地法に基づいて転用の手続きを行う必要があります。

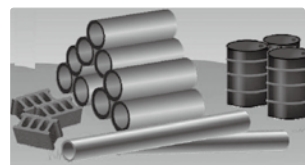
許可なく農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の命令(農地法第51条)、罰則の適用(農地法第64条・第67条)がされる場合があります。違反転用をすると、個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。

また、違反転用の工事には、業者が介在することが多いことから、違反業者に対しては村公式ホームページでの掲載等を検討しています。

【問い合わせ】

農業委員会事務局(☎282-1711 内線1227)

例えばこのような利用をするときは許可が必要です。



資材置き場にした



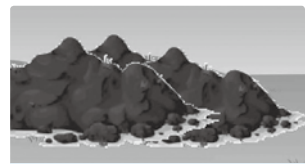
農業用施設を建てた



青空駐車場にした



産業廃棄物の捨て場にした



建設残土の捨て場にした



こちらは、防災とうかいです

Vol.3

風水害への備え

毎年のように日本全国どこかで起きる風水害。東海村でも台風や大雨に伴い、久慈川の極端な増水や道路の冠水等、風水害は数年に一度の割合で発生しています。台風の季節を目前にしたこの時期、そのような風水害から自分や家族の身をどのようにして守ればよいのか、考えてみましょう。

●大雨による久慈川の増水

“安全な場所にいち早く避難すること”——これは、さまざまな災害から身を守るための大切なポイントです。昨年の関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊して大きな被害につながりました。村としても教訓にすべき点は多く、例えば、村災害対策本部による状況の把握や、それに基づく的確な避難指示の発令と情報の発信、関係機関と連携した迅速な人命救助や避難誘導、避難所の開設や運営等、いずれの対策も村が被災したときに冷静・迅速に実行しなければならぬものです。

氾濫の危険がある場合、村は水位や降雨の状況に応じて▼避難準備情報(避難の準備を始める)▼避難勧告(避難を開始する)▼避難指示(早い段階で避難を完了する)——を発令します。発令に当たっては、水戸地方気象台や常陸河川国道事務所と連携をとって判断し、防災行政無線放送や広報車、村公式ホーム

ページ、SNSなど、さまざまな手段でお知らせします。それらの情報を得たときには、**自分や家族の身を守ることを最優先にして避難を始めるとともに、隣近所の避難行動が難しい高齢者等に、支援の手を差し伸べてください。**

また、自主防災組織が実施している防災訓練に参加して互いに顔見知りになっておくことや、防災関係機関のホームページをチェックする習慣をつけること、茨城県防災情報メールを登録(右のQRコードを参照)し、最新情報をスムーズに入手することなど、日ごろからの備えも大切です。



●土砂災害への警戒

大雨による被害は河川近辺ばかりではありません。土砂災害が発生した際に、住民の生命や身体に危害が生じる恐れがある土砂災害警戒区域は、村内に15か所あります。うち13か所は、建物の損壊、住民の生命や身体に著しい危険が生じる恐れがある土砂災害特別警戒区域にも指定されています。**村が作成した自然災害ハザードマップで位置を確認し、危険を感じたらできるだけ近づかないように注意しましょう。**

●問い合わせ

防災原子力安全課消防防災・原子力安全担当(☎282-1711 内線1524)